

細 則

第1章 特別委員会

- 第1条 規約第29条4項により必要のある場合には、運営委員会の議決により特別委員会を設けることができる。
- 第2条 委員長は会長が任命し、目的・方針・成案の採否は運営委員会の議決を必要とする。

第2章 常任委員会

- 第3条 常任委員会の選出は次の方法で行う。ただし校外安全委員会を除く。
- 1 学年学級委員は各学級より1名の委員を互選により選出する。
 - 2 広報委員会は1から4学年は各学年より学級数にあたる人数を、5、6学年は学級数より2除した数にあたる人数を互選により選出する。
 - 3 成人家庭教育・推薦委員は1から4学年は各学年より学級数にあたる人数を、5、6学年は学級数より1除した数にあたる人数を互選により選出する。
 - 4 1、2、3の委員会の委員は互選によりそれぞれ正・副委員長を選出する。
但し、第1子の1年生の保護者および、一度委員活動を終えているものが再度、同学年で委員を引き受けた場合は、これを免除する。
 - 5 学年人数により委員選出が困難な場合、人数を変更できる。
但し、学年学級委員は除く。
- 第4条 常任委員会の任務を次のように定める。
ただし校外安全委員会の任務については別に定める。
- 1 学年学級委員会は、委員全体として学級・学年内会員相互の理解と親睦をはかり、また、教職員と保護者の相互理解を推進させて、学校教育活動に協力する。また社会教育に関する啓発活動および子どもの健全育成を目的に必要な事業を行い効果をあげるよう協力する。
 - 2 広報委員会は、広報業務を行い、会報速報の発行を行う。委員は運営委員会を除く各種の委員会に出席し取材活動を行う。
 - 3 成人家庭教育・推薦委員会は、会員の健全な育成を目的として、地域や近隣学校と協力し研修会、講演会、見学会などを通して、相互の交流を図り生涯学習教育を行う。また、次期役員および会計監査委員の推薦候補者を選出する。
推薦候補者の選出については別に定める。
- 第5条 成人家庭教育・推薦委員会の役員推薦活動
- 1 役員推薦活動は、運営委員の中より互選により選出された3名と、教職員の中より互選により選出された2名と協力して行う。
 - 2 委員会は3分の2以上の出席で成立し、委任や代理は認めない。
 - 3 委員会の傍聴はできない。
 - 4 委員は委員会の議事内容をもらしてはならない。
 - 5 成人家庭教育・推薦委員会は各々の役員に対して、候補者をあげ、役員選出の少なくとも10日前に全員に知らせる。
 - 6 役員立候補者は選挙を行う総会の際、会員席からすることができる。
 - 7 役員立候補者の推薦は、その名前を発表する前に被候補者の同意を得なければならない。
 - 8 役員は3月総会において無記名投票により多数決で選挙される。
 - 9 新たに選ばれた役員の就任は年度当初総会において行われる。
- 第6条 校外安全委員の選出
- 1 地区単位で推薦により1～2名を選出し、正・副委員長は互選とする。
 - 2 校外安全委員会は校外における児童の安全、防犯を目的に必要な事業を行い、効果を上げるよう協力する。
- 第7条 常任委員会の正・副委員長は、運営委員会に出席する。
- 第8条 運営委員の特権
運営委員である常任委員会の正・副委員長とふれあい委員会の正・副委員長は2児童分の義務を果たしたとして、1児童分を免除される。

第3章 ふれあい委員会

第9条 ふれあい委員会は運営委員で構成される「ふれあい広場実行委員会」を補佐しふれあい広場という行事の準備、運営、会計、あとかたづけ、などが円滑に進むよう協力する。

第10条 委員の選出

- 1 構成は1から4学年は各学年より3名ずつ、また5、6学年は各学年より2名ずつ互選により選出し、計16名とする。
- 2 正・副委員長、書記を互選により選出する(ただし副委員長は会計兼任のこと)。
- 3 活動期間中(4月～12月)、正・副委員長は運営委員会に出席する。

第4章 行事係

第11条 行事係の選出

- 1 全PTA会員の中から条件を満たす希望者が、規定の申込書を提出することができる。
- 2 希望者多数の場合は、役員による抽選で決定する。

第12条 行事係の任務

学校およびPTA行事の準備、後片付け、受付、パトロールなどを行い、行事が安全かつ円滑に進むように手助けする。

第13条 行事係の条件

- 1 該当する行事に全て参加し、活動できること。
- 2 フルタイム(週5日以上)就労していたり、やむを得ぬ理由で、委員会活動に参加するのが難しいと役員が判断した場合。

第5章 PTA会員カード

第14条 PTA会員カードの目的

- 1 PTA会員としての意識を高め、積極的な参加を促す。

第15条 PTA会員カードの運用

- 1 PTA会員カードとは、会員が委員会参加への希望を記入し、その実績を記録するものである。
- 2 このカードは1児童に対し1枚を使用する。
- 3 このカードの保管は運営委員会で行う。
- 4 このカードはPTA活動以外の目的では使用しない。

第6章 慶弔細則

第16条 本会の会員にかかわる慶弔事に際し、本会が表す慶弔意は1の表のとおりとする。

1	会 員	保 護 者		教 職 員	
		本 人	本校在籍児童	本人および配偶者	家 族 ※
	弔 慰 金	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円
	結 婚 祝 金			10,000円	
	出 産 祝 金			10,000円	

※家族とは、子・実父母・同居の養父母をさす

- 2 教職員会員死亡の場合は弔慰金のほかに花環1基を供える。
- 3 児童死亡の場合は弔慰金のほかに花環1基を供える。
- 4 その他1の表に適用しがたい場合は協議で決める。
- 5 上記以外に学級単位でPTAとして慶弔金の贈呈はしないこととする。
- 6 この細則による慶弔意に対して、返礼はしないこととする。
- 7 この細則は平成4年4月1日から実施する。(令和3年6月10日一部改正)

第7章 会計細則

第17条 この細則はPTAの会計の運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

- 1 会長は、毎会計年度予算を編成し、運営委員会の承認を経て総会に提案し、その議決を得なければならない。
- 2 会長は既定の予算について追加その他変更が必要となった場合は、前項に準じて補正予算を提案するものとする。
- 3 予算執行についての権限は次のとおりとする。
 - イ. 収入、支出についての承諾者は会長とする。
 - ロ. 会長は歳出予算のうち学校費の支出について、その権限を学校長に委任することができる。
 - ハ. 出納責任者は会計とする。
- 4 歳出予算の経費の金額を款と款との間において相互に流用することはできない。
- 5 支出承認者は、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため予算費の必要を認めた場合、運営委員会の承認を経て予備費から該当科目に必要な額を移して支出することを承認することができる。ただし、総会で否決された目的にこれを充当することはできない。
- 6 会計は次の帳簿を備えるものとする。
 - イ. 出納簿
 - ロ. 収入簿
 - ハ. 予算差引簿
- 7 収入はすべて収入承認書による会長の承認を経て会計が収納し、収入簿に記帳するものとする。
- 8 収入は会計でなければ収納することはできない。ただし、収納事務の一部を他の者に依頼した場合はこの限りではない。
- 9 支出は経費を必要とする者が、支出承認書を歳出科目ごとに作成し、支出承認書の承認を得て、会計に提出し、支払いを受けるものとする。
この支出承認にもとづいて、出納簿、予算差引簿の記帳を行うものとする。
- 10 会計は、経費の性格上、前金払いまたは概算払いをしなければ活動に支障をきたすと認められるものについて支出承認者の承認を得て、前金払いまたは概算払いをすることができる。
この場合申請者は支払い終了後すみやかに正確な支出承認書を提出し過不足を精算しなければならない。
- 11 会計は毎会計年度、規約の定めるところにより決算を行い、帳簿、証票、証拠書類等をあわせて会長に提出するものとする。
- 12 会長は決算および前項の書類を会計監査に提出し、審査を受け、その後、決算に会計監査委員の意見をつけて総会に提出し、承認を得なければならない。
会長は総会の承認を得た決算を会員に公表しなければならない。
- 13 会計担当者に異動があったときは前任者は引継書を作成し、現金、預金および帳簿一切を明確にして、後任者に引き継ぐものとする。
- 14 会計帳簿等は次の区分によって保存する。保存期間は帳簿閉鎖の翌年から起算する。
 - イ. 証票、証拠書類のうち特に重要でないもの 3年
 - ロ. 第6項で定める帳簿類 5年
 - ハ. 予算書、決算書 永久

付 記	新規	平成5年4月30日総会で承認
	細則一部改正	平成10年3月13日総会で一部改正
	細則一部改正	平成11年3月 8日総会で一部改正
	細則一部改正	平成14年3月 8日総会で一部改正
	細則一部改正	平成15年3月12日総会で一部改正
	細則一部改正	平成16年3月 8日総会で一部改正
	細則一部改正	平成17年3月 7日総会で一部改正
	細則一部改正	平成18年3月 5日総会で一部改正
	細則一部改正	平成19年3月 5日総会で一部改正
	細則一部改正	平成20年3月 4日総会で一部改正
	細則一部改正	平成21年3月 6日総会で一部改正
	細則一部改正	平成22年3月 5日総会で一部改正
	細則一部改正	平成23年3月 4日総会で一部改正
	細則一部改正	平成24年3月 2日総会で一部改正
	細則一部改正	平成25年3月 1日総会で一部改正
	細則一部改正	平成26年3月 4日総会で一部改正
	細則一部改正	平成26年5月23日総会で一部改正
	細則一部改正	平成29年3月 3日総会で一部改正
	細則一部改正	平成31年2月28日総会で一部改正
	細則一部改正	令和3年6月10日総会で一部改正